

大津市議会議長告示第 号

大津市議会委員会規程（平成26年議会議長告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月 日

大津市議会議長 草野 聖地

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号。以下「条例」という。）<u>第54条</u>の規定により、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号。以下「条例」という。）<u>第56条</u>の規定により、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。